

施策目標個票

(国土交通省2-16)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、多くの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標66については、①(i)及び②については、目標を達成している。①(ii)については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度において目標を達成できなかったが、概ね目標に近い実績を示していることを踏まえ、「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	自動車事故の被害者救済対策については、適切な自賠責保険金支払(含ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払を含む。)を図るほか、重度後遺障害者のための療護施設の運営や介護料の支給、訪問支援の実施等の施策を適切に実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	訪問支援の実施割合については、設定された毎年度の目標値を概ね達成していることから、これまでの実績値等を踏まえ、新たな目標等を検討していく。短期入所を受け入れる施設の全国カバー率については、目標年度である令和2年度より前に、目標値を達成したところであるが、今後とも当該施設のさらなる拡充を図りつつ、その展開状況等を踏まえ、新たな目標等を検討していく。

業績指標	66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合(i)全体)	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
		60.6%	66.3%	69.4%	70.7%	73.0%	75.6%	A	
	年度ごとの目標値	60.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%			
	66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合(ii)新規認定者)	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
86.5%		88.4%	100.0%	100.0%	87.7%	88.5%	B		
年度ごとの目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*))	初期値	実績値					評価	目標値 R2年度	
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度			
	12.8%	87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	A	100.0%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等【参考】	予算の状況(百万円)	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		当初予算(a)	15,234	15,602	15,212	15,475	
		補正予算(b)	0	1,249	838	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	1,247	-	
	合計(a+b+c)	15,234	16,851	17,297	15,475		
	執行額(百万円)	14,023	14,582				
	翌年度繰越額(百万円)	0	1,247				
	不用額(百万円)	1,212	1,022				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室(参事官 長谷 知治)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 66

自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援の実施割合 ((i)全体、(ii)新規認定者)、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*)

評価	
A	① 訪問支援の実施割合 (i) 全体 目標値： 65.0% (毎年度) 実績値： 75.6% (令和2年度) 初期値： 60.6% (平成27年度)
B	① 訪問支援の実施割合 (ii) 新規認定者 目標値： 100% (毎年度) 実績値： 88.5% (令和2年度) 初期値： 86.5% (平成27年度)
A	②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率 目標値： 100% (令和2年度) 実績値： 100% (令和2年度) 初期値： 12.8% (平成25年度)

(指標の定義)

①自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合((i)は全介護料受給資格者(前年度末時点)に対する割合、(ii)は介護料受給資格の新規認定者に対する割合)。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。

(i)初期値(平成27年度)2,781(人) / 4,588(人) 実績値(令和2年度)3,541(人) / 4,684(人)

(ii)初期値(平成27年度)173(人) / 200(人) 実績値(令和2年度)138(人) / 156(人)

②自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)を短期間受け入れる「短期入所協力施設」として、国土交通省による「指定」を受けた障害者支援施設等を設置する都道府県の割合。

初期値：6都道府県 / 47都道府県 実績値(令和2年度)：47都道府県 / 47都道府県

(目標設定の考え方・根拠)

① (i)平成26年度末の介護料受給資格者数は4,588名に対し、平成27年度の訪問支援実人数は2,781件と1年間に介護料受給資格者の6割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」(平成29年度～令和3年度)を踏まえ、当該期間中において、毎年度、介護料受給者の65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。

(ii)これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指す。

② 平成25年度より短期入所協力施設の指定制度を創設し、初年度は6都道府県8施設を指定。目標年度である令和2年度までに全都道府県に短期入所協力施設を確保することを目指す。

(外部要因)

①訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

②短期入所協力施設としての事業目的に賛同し協力をいただける施設の意向

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日)

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療養施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)

・交通政策基本計画(平成27年2月13日)

独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。(第2章 基本的方針C 目標②)

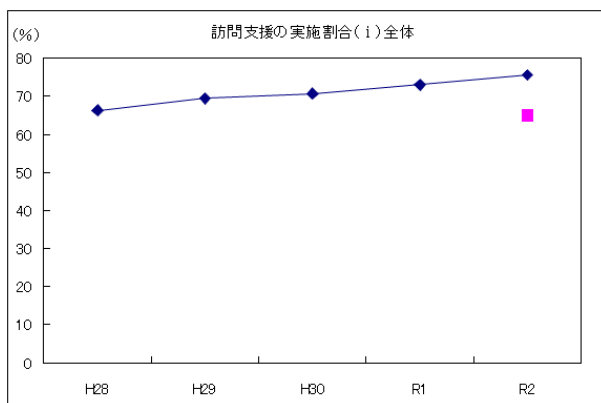
【閣決(重点)】

なし

【その他】

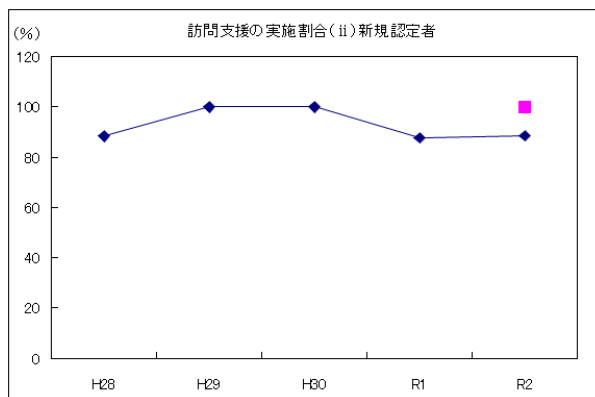
① 訪問支援の実施割合 (i) 全体

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
66.3%	69.4%	70.7%	73.0%	75.6%	



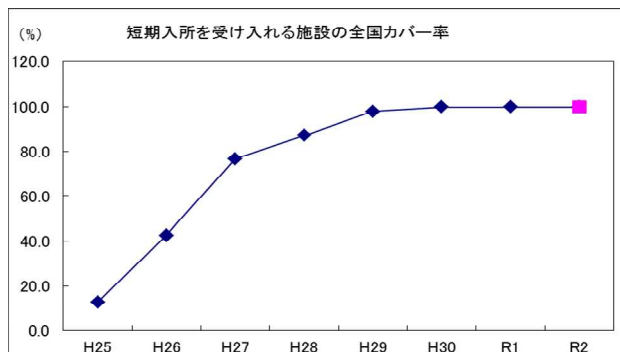
① 訪問支援の実施割合 (ii) 新規認定者

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
88.4%	100.0%	100.0%	87.7%	88.5%	



② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	



主な事務事業等の概要

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）が障害者支援施設等に一時的に短期間入所し、生活上の支援を受けて過ごすため、短期入所の受入れに協力する障害者支援施設等の確保を行うもの。

予算額：148.2億円（令和2年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところ、令和2年度においては、業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、(i) 全体の目標を達成することができたが、(ii) 新規認定者については介護料受給者宅への訪問を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から控えていた時期があること等を要因として、達成ができなかった。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成25年度より、各地域における施設の選定と協力依頼を積極的に進めてきたことにより、各都道府県における短期入所を受け入れる障害者支援施設等は、順調に増加してきており、目標年度を令和2年度に設定していたところ、これを前倒して、平成30年度に目標を達成している。

(事務事業等の実施状況)

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体)

令和元年度は、前年度末の介護料受給資格者4,627名に対し、3,380件実施。

令和2年度は、前年度末の介護料受給資格者4,684名に対し、3,541件実施。

① 訪問支援の実施割合 ((ii) 新規認定者)

令和元年度は、介護料受給資格の新規認定者162名に対し、142件実施。

令和2年度は、介護料受給資格の新規認定者156名に対し、138件実施。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成26年度は、初年度である平成25年度の6都府県に、14県（青森県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、静岡県、三重県、福井県、岐阜県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）を加え、20都府県とした。

平成27年度は、16県（岩手県、新潟県、富山県、石川県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）を加え、36都府県とした。

平成28年度は、5府県（京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）を加え、41都府県とした。

平成29年度は、5県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県）を加え、46都府県とした。

平成30年度は、北海道を加え、47都道府県の全てに、短期入所を受け入れる施設を確保した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところであるが、(i) 令和2年度の実績値は全体の目標を達成したところからAと評価した。(ii) 新規認定者については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による影響であるものの、達成できなかったためBと評価した。引き続き、これを実施し、重度後遺障害者やその家族に精神的な面で支援していく必要がある。目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成29年度～令和3年度）において、当該期間中において毎年度、(i) 全体では65%以上を維持し、(ii) 新規認定者については100%と設定しており、本業績指標についても同計画を踏まえ見直しを検討する。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

短期入所を受け入れる施設の全国のカバー率について目標年度が到来し、目標を達成したことからAと評価した。本事業は自動車事故による重度後遺障害者に対する被害者救済対策として必要な事業であり、引き続き、全国カバー率100%の維持を図るとともに、当該者を受け入れる環境の拡充に努めていく。また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室(参事官 長谷 知治)

関係課：なし